第百三十二条の四第五項中「（参議院選挙区選出議員の選挙に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　再選挙に第百十条の三において読み替えて準用する第百十条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」とあるのは「四」とする。

10　再選挙に第百二十二条の四に次の一項を加える。

適用する場合には、同条第二項中「以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」とあるのは「五」とする。

第百三十二条の十中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百三十三条第一項中「）を」の下に「参議院合同選挙区選挙管理委員会、」を加え、同条第二項中「都道府県又は」を「参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは」に、「においては」を「には」に、「それぞれ都道府県知事又は市町村長に」を「、参議院合同選挙区選挙管理委員会にあつては都道府県知事に、市町村長に」に、「それぞれ都道府県の知事に、都道府県の選挙管理委員会にあつては市町村長に、それぞれ」に改める。

別表第四中「　都道府県　選挙事務所の数　」を「　北海道　選挙区又は選挙が行われる区域　選挙事務所の数　」に改める。

北海道　四箇所　北海道　四箇所

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第一条の二第一項の改正規定　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行の日（平成二十八年四月一日）

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）の規定（新令第一条の二第一項及び第百三十三条の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

（証票の交付等に関する経過措置）

第三条　新令第百十条の五第四項の規定による同項の証票（以下この条において「証票」という。）の交付並びに新令第百十条の五第五項の規定による証票の交付の申請及び当該申請を公職選挙法第百九十九条の五第一項に規定する後援団体が行う場合における当該後援団体に係る公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の同意は、施行日前においても、新令第百十条の五第四項及び第五項の規定の例により行うことができる。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百九条中「第五条の五」を「第五条の十」に、「には」を「については」に改める。

第百八十七条及び第二百十三条の七中「第五条の五」を「第五条の十」に改める。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第九項の規定により」を「第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項において」に改め、同条の表第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項の項及び第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第三項の項中「第九十二条第九項の規定により」を「第九十二条第十項において」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第六条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第五条の五」を「第五条の十」に改める。

第二十条の表第八十条第一項の項中「衆議院比例代表選出議員又は」を「衆議院比例代表選出議員若しくは」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同表第八十三条第二項の項中「同条第一項の規定による報告に関する書類」の下に「、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類」を、「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加え、同表第百七条の項及び第百九十七条の二第一項の項中「、中央選挙管理会」を「、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二十二条の表第八十六条第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第七条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十一条及び第三十二条第一項中「及び第二十二条」の下に「（第一項後段を除く。）」を加え、「行なわれた」を「行われた」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第八条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条の五」を「第五条の十」に改める。

第六条の表第八十条第一項の項中「衆議院比例代表選出議員又は」を「衆議院比例代表選出議員若しくは」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同表第八十三条第二項の項中「同条第一項の規定による報告に関する書類」の下に「、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類」を、「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙会に関するものについては当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加え、同表第百七条の項及び第百九十七条の二第一項の項中「、中央選挙管理会」を「、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第八条の表第八十六条第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第十一条中「第百六十九条第二項、第五項及び第六項」を「第百六十九条第三項、第六項及び第七項」に改め、同条の表第百六十八条第一項の項中「管理する」の下に「選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、「市町村の　」を「市町村の選挙管理委員会　」に改め、同表第百六十九条第二項の項中「第百六十九条第二項」を「第百六十九条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同表第百六十九条第五項の項中「第百六十九条第五項」を「第百六十九条第六項」に改め、同表第百六十九条第六項の項中「第百六十九条第六項」を「第百六十九条第七項」に改め、同表第百七十二条の項中「、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
内閣総理大臣　安倍　晋三